

**最高人民法院による
人民法院によるオンライン事件処理における若干問題に関する規定
(意見募集稿)**

人民法院によるオンライン事件処理を推進し、規範化し、オンライン訴訟手続きの規則を充実させ、法により当事者及びその他の訴訟参加人の訴訟権利を保障し、公正で、効率的な事件審理を確保するために、『中華人民共和國民事訴訟法』、『中華人民共和國行政訴訟法』、『中華人民共和國刑事訴訟法』等の関連法律の規定に基づいて、裁判実務を踏まえ、本規定を制定した。

第一条 【オンライン訴訟の意味及び効力】

オンライン訴訟とは、人民法院、当事者及びその他の訴訟参加人が電子訴訟プラットフォームを利用し、インターネットを経由して、オンラインで事件の起訴、受理、送達、調停、証拠交換、尋問、公聴、法廷審理、判決、執行等全部又は一部の訴訟プロセスを完成させる訴訟形式のことを言う。訴訟主体のオンライン訴訟活動は、オフライン訴訟活動と同等の効力を持つ。

人民法院は、オンライン訴訟を展開するための専用プラットフォームとして、電子訴訟プラットフォーム(以下、「訴訟プラットフォーム」という)を構築しなければならない。

第二条 【オンライン訴訟の適用範囲】

人民法院は、事件の状況、当事者の意思と技術的条件を総合的に考慮した上で、オンラインで以下の事件を処理する旨決定することができる。

- (一) 民事、行政訴訟事件
- (二) 民事上の特別手続、督促手続事件
- (三) 民事執行、行政執行、刑事附帯民事執行事件。

上記事件がオフラインで処理される場合、当事者は自らオンライン訴訟を適用するよう申請することができる。

第三条 【オンライン訴訟の適用要件】

人民法院はオンライン訴訟を展開するに当たって、事件のオンライン処理の具体的な段階、主な形式、権利・義務及び法的結果を当事者に告知した上で、立件と審理前の準備段階において当事者の同意を得なければならない。当事者が第一審手続きにおいてオンライン訴訟の適用に同意した場合であって、人民法院が第二審手続き、裁判監督手続き又は執行手続きにおいてもオンライン訴訟を適用し続けると決定するときであっても、別途当事者の同意を得なければならない。

高齢者層へのオンライン訴訟の適用について、人民法院は高齢者の意思を十分に尊重し、告知事項を詳しく説明し、プラットフォーム機能の最適化を図り、オンライン訴訟のハードルを下げ、高齢者がオンライン訴訟の操作プロセスを熟知し、把握できるように誘導、幫助し、高齢者層のオンライン訴訟への参加に対して、全方位的な司法上の利便性を提供しなければならない。

第四条【オンライン訴訟の適用に係る同意の効力及び範囲】

当事者が、オンライン訴訟を適用することに同意したにもかかわらず、正当な理由なく、オンライン訴訟活動に参加しなかった場合には、対応する訴訟権利を放棄した、または、対応する訴訟義務を履行しなかったものとみなされる。

当事者は、オンライン訴訟を適用することに同意したものの、個人の意思が変化し、オンライン訴訟の能力が欠如している、オンライン訴訟の要件を備えていない又は全プロセスにわたりオンライン訴訟を適用するのが適切でないと考え、対応する訴訟プロセスをオフラインに転換することを要請する場合には、人民法院がオンラインで対応する訴訟プロセスを行う 5 日前までに申請をしなければならない。人民法院が審査し、同意した場合、対応する訴訟プロセスは、オフラインで実施するものに変更される。既に完了したオンライン訴訟活動は法的効力を持つ。

当事者は、自身が参加する全部又は一部の訴訟プロセスに対して、オンライン訴訟を適用することに同意しない旨を明確に示した場合、人民法院は、当該当事者を対象とする全部又は一部の訴訟活動をオフラインで完成させなければならない。

一方当事者が調停、証拠交換、尋問、公聴、法廷審理、判決等各方当事者の共同参加を必要とする訴訟プロセスに対して、オンライン訴訟を適用することに同意せず、各方当事者が全ての訴訟プロセスをオフラインで完成させるよう要求する場合には、具体的な理由を提示しなければならない。人民法院は審査を経て、理由が正当であると判断した場合、対応する訴訟プロセスをオフラインで完成させることができる。理由が成り立たない場合、対応する訴訟プロセスに関しては、同意した当事者についてはオンライン、同意しない当事者についてはオフラインの方式を採用して完成させることができる。

第五条【身分証明】

オンライン訴訟に参加する訴訟主体は、事前に訴訟プラットフォームで本名の登録を完成させ、ID カード照合、生物特徴識別、本名と携帯番号の関連付け、国家統一身分証明プラットフォームでの認証等の方式によって、オンラインでの身分証明を完成させ、訴訟プラットフォームにログインするための専用アカウントを取得しなければならない。

オンライン訴訟に参加する訴訟主体は、訴訟プラットフォームの専用アカウントとパスワードを適切に保管しなければならない。反対の証拠がない限り、専用アカウントを用いて訴訟プラット

フォームにログインして行なった行為は、被認証者本人の行為と見なされる。

人民法院は、事件審理のニーズに応じて、オンライン調停、証拠交換、法廷審理等の複数当事者が参加する訴訟プロセスに対し、ショートメッセージ認証、QRコードスキャン、顔認証等の方式を採用して、再度、身分の認証をすることができる。人民法院は、必要があると考える場合、オフラインで更に関連訴訟主体の身分を確かめることを要求することができる。

第六条【オンライン調停】

人民法院、特別招請調停組織、特別招請調停員は訴訟プラットフォーム、人民法院調停プラットフォーム等を経由してオンライン調停活動を展開することができる。オンライン調停では、調停における機密保持原則を守らなければならない、当事者及びその他の訴訟参加人、特別招請調停主体及びプラットフォーム構築主体は、調停について録音、録画をしてはならず、調停の過程や内容を開示、伝播してはならない。

第七条【オンライン立件】

当事者がオンライン方式を採用して起訴資料を提出した場合、人民法院は資料を受領してから7日以内に、オンラインで以下の処理を行わなければならない。

(一) 起訴要件に適合した場合、登記・立件し、事件受理通知書、訴訟費用納付通知書、挙証通知書等の訴訟文書を送達する。

(二) 提出した資料が要求に適合しなかった場合、人民法院は訴訟プラットフォームを経由して適時に補正を要求し、補正内容と補正期限を一括で告知しなければならない。事件受理日は、補正資料を受領した翌日から改めて起算する。原告が指定期限内に要求に従って補正を行わなかった場合、起訴資料は差し戻し処理とする。

(三) 起訴要件に適合しなかった場合であって、人民法院が釈明したにもかかわらず、原告が起訴すると主張し続けるときは、訴訟は受理されない、提起されないとの裁定又は決定が下される。

第八条【オンライン応訴】

人民法院が事件を受理した後、事件にオンライン訴訟を適用すると決定した場合、被告、被控訴人又はその他の訴訟参加人にその旨を通知し、オンライン方式で訴訟に参加することに同意するかどうかについて意見を聴取しなければならない。被通知者は、オンライン訴訟の適用に同意する場合、訴訟プラットフォームを経由して身分を認証し、事件との関連付けをし、事件情報を調べ、訴訟資料を受領・提出し、並びにその他の訴訟行為を実施しなければならない。

被通知者が人民法院が指定した期間内に訴訟プラットフォームとの関連付けをしなかった場合には、オンライン訴訟の適用に同意しなかったものと見なされ、対応する訴訟プロセスに

については、オフラインで完成させなければならないことになる。

第九条【電子資料の提出】

事件にオンライン訴訟を適用する場合、当事者は起訴状、答弁状、反訴状、代理意見、身分証明、営業許可証副本、授權委託書等のオフライン訴訟資料、及び書証、物証、鑑定意見等実体の証拠資料について、スキャン、複写、転写等の方式によって電子化処理を行なった後、訴訟プラットフォームにアップロードするか、又は訴訟プラットフォームで直接起訴状、答弁状、反訴状、代理意見等の訴訟資料を記入・入力しなければならない。

当事者の訴訟資料又は証拠資料が電子データであり、且つ人民法院訴訟プラットフォームと関連プラットフォームシステムとの間でデータ共有化が実現されている場合、電子データを直接訴訟プラットフォームに提出することができる。

当事者がオンライン訴訟を適用することに同意したが、電子化資料を提出するのが確かに困難である場合、人民法院は、当事者が提出したオフライン資料の電子化処理を行った後に、訴訟プラットフォームに取り込むことができる。

第十条【電子化資料の効力】

当事者が提出した電子化資料は、人民法院の審査に合格した後、訴訟において直接使用することができ、原本、原物を提出する必要はない。但し、以下のいずれかに該当する場合、人民法院は、当事者に対して原本、原物を提供するように要求しなければならない。

(一)相手方当事者が、電子化資料が原本、原物と一致しないと考え、それに係る合理的な理由と根拠を提示した場合

(二)電子化資料の表現が不完全で、内容が不明瞭で、書式が不正確である場合

(三)人民法院のファイル、アーカイブ管理の関連規定が、原本、原物の提供を要求している場合

(四)事件審理のニーズに応じて、人民法院が原本、原物の提出が必要であると考えた場合

第十一条【電子化資料の形式に係る真実性の審査】

当事者が提出した電子化資料が、以下のいずれかに該当する場合、人民法院は、原本形式の要求に適合するものであると認定することができる。

(一)相手方当事者が電子化資料の真実性に対し異議を申し立てなかった場合

(二)電子化資料の形成過程が公証人によって公証されている場合

(三)当該電子化資料が過去の訴訟において提出され、人民法院によって確認されたものである場合。

(四)当該電子化資料が、オンライン又はオフライン方式により、原本、原物と一致するか

ついでに照合が行なわれたものである場合

(五)その他の証拠があり、当該電子化資料が原本、原物と一致すると証明された場合

第十二条【オンライン証拠交換の方式及び効力】

人民法院は、事件の状況を踏まえて、各方当事者にオンライン証拠交換通知を送り、同期又は非同期の方式によりオンラインで証拠を交換させることができる。

双方当事者が同期方式のオンラインによる証拠交換を選択した場合、人民法院が指定した時間に訴訟プラットフォームにログインし、オンラインビデオ又はその他の方式によって、訴訟プラットフォームに取り込まれた電子化証拠資料又はオフラインで送達された証拠資料の副本に対し、集中的に証拠調べ意見を述べなければならない。

双方当事者が非同期方式のオンラインによる証拠交換を選択した場合、人民法院が確定した合理的な期限内において、それぞれ訴訟プラットフォームにログインし、訴訟プラットフォームに取り込まれた電子化証拠資料を閲覧し、証拠調べ意見を述べなければならない。

双方当事者がオンラインによる証拠交換方式について合意できない場合は、人民法院は事件の状況及び当事者の申請に応じて、オンライン証拠交換の具体的な方式を決定することができる。

第十三条【電子証拠資料の認定】

当事者が証拠として提出した電子化資料及び電子データについて、人民法院は『中華人民共和国刑事訴訟法』、『中華人民共和国民事訴訟法』、『中華人民共和国行政訴訟法』及びその司法解釈、並びに訴訟証拠に関する司法解釈等の関連規定に従って、当事者による挙証、証拠調べを経て、法により、その内容の真実性、関連性と合法性を認定しなければならない。

第十四条【ブロックチェーン証拠の効力】

当事者が提出する証拠がブロックチェーン技術によって保存され、技術検証を経て一致するものであると認められた場合、当該証拠資料はチェーンにアップロードされた後に改ざんされていないものと推定し、人民法院は、当該証拠の真実性を確認することができる。但し、それを覆すに足る反対証拠がある場合を除く。

第十五条【ブロックチェーン証拠の審査規則】

当事者がブロックチェーンに保存された証拠について異議を申し立て、合理的な理由がある場合、人民法院は主に以下の内容を審査しなければならない。

(一) 証拠が保存されているプラットフォームが、ブロックチェーン証拠保存サービスの提供に関連する国家関連部門の規定に適合しているかどうか。

(二) 当事者と証拠保存プラットフォームとに利害関係があるか、また、技術的手段により不正に証拠収集、証拠保存過程に介入しているかどうか。

(三) 証拠保存が行われているプラットフォームの情報システムが、清潔性、安全性、可用性に関する国家標準又は業界標準に適合しているかどうか。

(四) 証拠保存の技術や過程が『電子データ証拠保存技術規範』におけるシステム環境、技術安全、暗号化方式、データ伝送、情報認証等に関する要求に適合しているかどうか。

第十六条 【チェーンにアップロードされる前のデータの真実性の審査】

当事者が、データがチェーンにアップロードされて保存された時に、既に真実性を喪失したと主張し、証拠を提供してそれを証明した又は理由を説明した場合、人民法院は、これについて審査をしなければならない。

人民法院は事件の状況を踏まえて、ブロックチェーンに保存された証拠を提供した当事者が、チェーンにアップロードされて保存されたデータの真実性を証明する証拠を提出するか、又はチェーンにアップロードされて保存されたデータの具体的な出所、生成に係るメカニズム、保存過程、第三者の公証や目撃、関連する裏付けデータ等の状況を説明するよう求めることができる。当事者は、証明するための証拠を提出できないか、又は合理的に説明できず、当該ブロックチェーンに保存された証拠がその他の証拠と関連付けることもできない場合、人民法院は当該証拠の真実性を認めないものとする。

第十七条 【ブロックチェーン証拠補強の認定】

当事者は、専門知識を持つ者が、ブロックチェーンプラットフォームの証拠保存に関連する技術問題について意見を述べるよう申請することができる。人民法院は当事者の申請又は職権により、ブロックチェーンに保存された証拠の真実性の鑑定を委託するか、又はその他の関連証拠を取得して照合することができる。

第十八条 【非同期審理の意味、範囲及び効力】

双方当事者の同意を得て、人民法院は当事者に対して、一定の期間内においてそれぞれ訴訟プラットフォームにログインし、非同期方式で調停、証拠交換、談話尋問、法廷審理等の訴訟活動を展開するよう指示することができる。

当事者が、人民法院が指定した期限内において、非同期方式でオンライン訴訟活動を完成させなかった場合は、対応する訴訟権利を放棄したと見なされる。

第十九条 【非同期法廷審理の適用要件】

事件が同時に下記の状況に適合する場合、人民法院と当事者は、ビデオを撮影して訴訟プラットフォームにアップロードし、人民法院が指定した期限内において、法廷審理手続のプ

プロセスに従って、非同期で法廷審理活動を完成させることができる。

- (一) 各方当事者が同時にオンラインで法廷審理に参加することが確かに困難である場合
- (二) 一方当事者が書面による申請を提出し、各方当事者が全て同意を示した場合
- (三) 事件が小額訴訟手続き又は民事、行政簡易手続きを適用して審理される場合

第二十条 【オンライン法廷審理の適用範囲、方式及び要件】

人民法院が開廷し、審理する民事、行政事件は、事件の複雑度、技術要件、当事者の意思等の要素に基づいて、オンラインビデオ方式による法廷審理を採用すると決定することができる。但し、以下のいずれかに該当する場合は、オンライン法廷審理を適用してはならない。

- (一) 双方当事者が、いずれも同意しないと明確に示したか、又は一方当事者が同意しないと示し、且つ正当な理由がある場合
- (二) 双方当事者が、明らかにオンライン法廷審理に参加する技術的条件や能力を備えていない場合
- (三) 審理の場において身分を究明し、原本を照合し、実物をチェックする必要がある場合
- (四) 事件が難解複雑で、証拠が多く、オンライン法廷審理を適用すると、事実究明と法律適用が容易でなくなる場合
- (五) 人民法院が、その他のオンライン法廷審理の適用が望ましくない状況があると考えた場合

オンライン法廷審理方式を採用して審理する事件において、審理中に上記のいずれか 1 つの状況が生じた場合、事件をオフライン開廷方式に変更して審理しなければならない。既に完了したオンライン法廷審理活動については、法的効力を持つ。

第二十一条 【公告事件へのオンライン法廷審理の適用】

公告により開廷召喚状を送達する必要がある事件について、人民法院は、公告の中で当事者にオンライン法廷審理を選択する権利を告知することができる。被告側当事者が、開廷前に人民法院に対してオンライン法廷審理に同意する旨示さなかった場合、オフライン法廷審理を適用する。その他オンライン法廷審理の適用に同意した当事者は、オンラインで法廷審理に参加することができる。

第二十二条 【オンライン法廷審理の環境】

オンライン法廷審理は、通常、法廷内で行わなければならない。オンライン法廷は、国章、裁判官及び席札等が映像画面の合理的なエリアにあるように維持しなければならない。条件が備わっている人民法院は、情報技術によって環境要素が整備された仮想法廷を設置することができる。特殊な事情があつて、法廷又は仮想法廷以外の他の場所でオンライン法廷審理を行う必要が確かにある場合には、法院長に報告し、同意を得なければならない。

出頭人がオンライン法廷審理に参加するに当たって、静かで、妨害がなく、光の具合が適当で、ネットワーク信号がよく、相対的に閉鎖されている場所を選択しなければならない、法廷審理の音響・映像効果に影響を与える可能性がある、又は法廷審理の厳肅性を損ねる場所で法廷審理に参加してはならない。

出頭人のオンライン法廷審理環境が要求に適合しない場合、人民法院は是正を求めることができる。出頭人が是正を拒否したか、又は調整後においても要求に適合しなかった場合には、人民法院は、情状の深刻さに応じて、訓誡、オンライン法廷審理からの退場命令、罰金等の措置を講じることができる。

第二十三条 【オンライン法廷審理の規律】

出頭人は、オンライン法廷審理に参加する過程において、通信設備をマナーモードに設定するか、オフにし、裁判官の指揮に服従し、司法礼儀を尊重し、法廷規律を遵守しなければならない、『中華人民共和国人民法院の法廷規則』第十七条で禁止されている行為をしてはならない。

出頭人が時間通りに出頭しなかった、法廷審理画面から離脱した、法廷審理の音響・映像が静止状態になった等の状況があった場合、人民法院は、注意、警告を与え、出頭人に理由を説明するように要求しなければならない。

ネットワークの故障、設備損害、電力中断又は不可抗力等の原因がある場合を除き、当事者が、正当な理由なく、時間通りにオンライン法廷審理に参加しない行為は、「出頭拒否」と見なされる。法廷審理中に無断で法廷審理画面から離脱する行為は、「途中脱退」と見なされる。それぞれ、関連する法律及び司法解釈の規定に従って処理される。

出頭人が法廷訴訟の指揮に従わず、オンライン法廷審理の秩序を妨害する行為を実施し、注意、警告、訓誡されたにもかかわらず、是正を拒否した場合、人民法院は、法により音響・映像機能を強制的に閉じること、オンライン法廷審理からの脱退を命令すること、或いは、罰金、勾留等の措置を講じることができる。

第二十四条 【証人のオンライン出頭】

証人等がオンライン方式で出頭する場合、法廷審理を傍聴してはならない。人民法院は、オンライン出頭場所を指定する、オンライン待合室を設置する、音響・映像信号を遮断する等の方式によって、証人等が事件の審理を傍聴しない、他人からの妨害を受けないことを保証しなければならない。

当事者が証人のオンライン出頭に対して異議を申し立て、且つ、合理的な理由がある場合、又は人民法院が確かに必要があると考えた場合、証人に対してオフラインで出頭し、証言するように要求することができる。

鑑定人、検証人、専門知識を有する者のオンライン出頭については、証人のオンライン出

頭規則を参照する。

第二十五条 【オンライン法廷審理の公開】

オンライン法廷審理を適用する事件については、法律と司法解釈の関連規定に従って、法廷審理活動を公開しなければならない。

『中華人民共和國民事訴訟法』第一百三十四条で規定されている、法により、公開審理をしない事件については、双方当事者が同意すれば、オンライン法廷審理を適用することができる。但し、法廷審理の参加人は、法廷審理過程に関わる音響・映像、グラフィック・テキスト資料を不正に録音・録画したり、切り取ったり、伝播したりしてはならない。法廷審理参加人が上記の行為をした場合、人民法院は、情状の深刻さに応じて、訓誡、オンライン法廷審理からの脱退を命令すること、或いは、罰金、勾留等の措置を講じることができる。

第二十六条 【電子送達の方式、範囲及び要件】

人民法院は、被送達者の同意を経て、中国裁判プロセス情報公開網、人民法院送達プラットフォーム、オンライン訴訟プラットフォーム、電子メール等の方式で、訴訟文書、裁判文書及び当事者が提出した証拠資料を送達することができる。

以下のいずれかに該当する場合、人民法院は、被送達者が電子送達に同意したと確定することができる。

(一) 被送達者が、明確に同意を示した場合

(二) 被送達者が、訴訟前に電子送達の適用に関し取り決め又は承諾を行なった場合

(三) 被送達者が、その提出した起訴状、答弁状において、自ら送達を受けるための電子アドレスを提供した場合

(四) 被送達者が、受領したと返事する、訴訟に参加する等の方式により、既に完了した電子送達を受け入れ、電子送達に同意しないことを明確に示さなかった場合

人民法院は、電子方式で判決書、裁定書、調停書等の裁判文書を送達する場合、当事者に権利・義務を告知し、その同意を得なければならない。当事者が紙の裁判文書が必要であると要請した場合、人民法院は、それを提供しなければならない。

第二十七条 【電子送達の確認】

人民法院は、電話による確認、訴訟プラットフォームでのオンライン確認、オフラインでの電子送達確認書の送付等の方式によって、被送達者が電子送達に同意するかどうか、及び、被送達者が電子送達を受ける際の具体的な方式とアドレスを確認し、また、電子送達の適用範囲、効力、送達アドレスの変更方式及びその他告知する必要がある送達事項を告知しなければならない。

第二十八条【電子送達の発効基準】

人民法院が、被送達者自ら提供した又は確認した電子アドレスに送達した場合、送達情報が電子アドレスの所在するシステムに到着し次第、送達したものとする。

被送達者が有効な電子送達アドレスの提供、確認をしておらず、人民法院が被送達者本人に属すると確認できた電子アドレスに送達した場合は、以下の状況によって送達が完了したかどうかを確定する。

(一)被送達者が送達資料を受領したと返事したか、又は送達内容に基づいて対応する訴訟行為を行なった場合は、有効な送達が完了したと見なされる

(二)被送達者の電子アドレスの所在するシステムが「被送達者が閲覧した」とフィードバックしたか、又はその他の証拠があつて被送達者が受領したことを証明できた場合には、有効な送達が完了したと推定する。但し、被送達者が、システムエラーが存在する、送達アドレスが本人の使用するものではない、又は本人が閲覧していない等、送達内容を受領しなかったと証明できる場合を除く。

人民法院は、電子送達を実施するに当たって、裁判システムに全過程の跡を残さなければならない。有効な送達が完了した場合、人民法院は、電子送達証明書を作成しなければならない。電子送達証明書は、送達領収書の効力を持つ。

同一送達資料に対し、複数の電子送達方式を採用した場合には、最初に完了した有効な送達日を送達発効日とする。

第二十九条【電子送達の付随職責】

人民法院は、電子送達を適用するに当たって、同期的にショートメッセージ、電話、インスタントメッセージ等の方式によって、被送達者に対して関連送達資料を閲覧、受信、ダウンロードするように通知しなければならない。

第三十条【オンライン署名及び確認】

事件にオンライン訴訟を適用する場合、各訴訟主体は、オンライン確認、電子署名等の方式によって、調停合意書、調書、電子送達証明書及びその他の訴訟資料を確認することができる。

第三十一条【電子調書】

事件にオンライン訴訟を適用する場合、人民法院は、調停、証拠交換、法廷審理、合議等の訴訟プロセスにおいて、音声認識技術による同期生成等の方式を運用し、電子調書を生成することができる。電子調書は、オンライン方式で照合、確認された後、書面調書と同等の法的効力を持つ。

第三十二条【電子ファイルアーカイブ】

人民法院がオンライン方式で処理した事件は、訴訟プラットフォームを利用して事件に付随し、同期的に電子ファイルを生成し、電子アーカイブに綴らなければならない。電子アーカイブのフォルダ作成、アーカイブ化、保存、利用等は、アーカイブ管理の関連法律法規の規定に従う。

事件において、紙の資料がない又は紙の資料が全て電子資料に変換された場合、第二審人民法院の同意を経て、第一審人民法院は、紙のファイルの代わりに電子ファイルを採用して、上訴、移送することができる。

第三十三条【オンライン執行手続き】

執行事件のオンライン立件、電子化資料提出、オンライン執行の和解、オンラインでの当事者尋問、電子送達等のプロセスは、訴訟事件の関連規則を参照して処理する。

人民法院は、財産差押えシステム、ネットワークオークションプラットフォーム、信用懲戒システム等を経由し、オンラインで財産調査、差し押さえ、押収、凍結、時価売り及び懲戒等の執行実施プロセスを完成させることができる。

第三十四条【刑事事件のオンライン審理】

人民法院は、刑事自訴、即決手続事件や減刑、仮釈放事件を審理するに当たって、当事者にオンライン訴訟の権利・義務を告知し、その同意を得た上で、インターネット又は専用ネットワークを経由して、オンライン方式で審理前会議を開催すること、被告者を拘留先から連れてきて取り調べること、開廷審理を行なうこと、及び判決を言い渡すことができる。

オンライン訴訟を適用する刑事事件における身分の証明、電子資料の提出、オンライン法廷審理の条件及び方式、オンライン法廷審理の環境、オンライン法廷審理の規律、オンライン署名又は確認、電子調書等に係る規則は、本規定の関連条項を適用する。

第三十五条【オンライン訴訟のデータ保護】

オンライン訴訟過程において形成したデータ情報について、人民法院が法により公開するものを除き、当事者及びその他の訴訟参加人、第三者は、法律法規に違反して開示、伝播、使用してはならない。上記の状況があった場合、人民法院は、具体的な情状に応じて、法律や司法解釈における訴訟妨害の関連規定に従い、関係者の法的責任を追及することができる。犯罪が成立する場合、法により刑事責任を追及する。

第三十六条【附則】

本規定は2021年 月 日より施行する。最高人民法院がこれまで発布した司法解釈、司法文書が本規定と一致しない場合、本規定を優先する。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。